

横浜市金沢産業振興センター受電開閉器等更新工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センター受電開閉器等更新工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目5番2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和8年3月16日まで
1-4 工事の目的	受電開閉器設備が経年劣化し、機能低下により機器の操作不能の恐れがあるので、更新工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、高圧電気設備の取り扱いに精通した者とする。
1-6 設備機器	受電開閉器設備機器等の仕様は、次のとおり 1 開閉器設備機器等 (1) 開閉器本体 1台 型式 モールド UKL-AMD2T 定格電圧 7.2KV 定格電流 300A 極数 3極 定格耐電圧 60KV 定格短時間耐電流 12.5KA（実効値）-1秒 定格短絡投入投入電流 31.5KA（波高値）-3回 ロック電流値 460±40A 適用系統短絡容量 160MVA 定格過負荷遮断遮断電流 500A-3回 定格地絡遮断電流 30A-30回 開閉性能 負荷電流 300A-200回 励磁電流 15A-10回 充電電流 10A-10回 無電圧連続 1000回 規格 過電流ロック形高圧負荷開閉器 地中線用 全規格に適合 (2) 方向性 SOG 制御装置 1台 型式 KLR-B-DT 定格制御電圧 AC100/110V 定格周波数 50/60Hz 制御電圧変動範囲 定格制御電圧の85～110% 消費電力 9VA 地絡動作電圧整定値 完全地絡時の5%固定 地絡動作電流制定時 0.2-0.4-0.6-0.8-1A（5段切替） 位相特性（動作範囲） 遅れ45°～進み135°

1-7
適用範囲

1-8
疑義

1-9
現場の施行

警報接点性能閉路電流（誘導負荷） AC100V:2A、DC100V2A

(3) 開閉器内臓 VT 1台
定格一次電圧 6,600V
定格二次電圧 105V
定格負担 10VA
定格周波数 50/60HZ
定格耐電圧 22/60KV

(4) 過電流継電器 1台
型式 K20C-AVN
引きはずし方式 電圧・無電圧・直流引きはずし
定格電流 AC5A
制御電原 入力と共用
定格制御電源負担 5VA/相（動作時 6VA/相）
定格周波数 50/60Hz（ディップスイッチ選択）
周波数変動範囲 定格周波数の±5%以内
接点容量（警報接点） AC110V 7.5A $\cos\phi=0.4$ 1,000回
DC24V 5A L/R=7ms 1,000回
接点容量（トリップ用接点）
閉路 DC110V 15A L/R=0ms 1,000回
DC220V 10A L/R=0ms 1,000回
開路 DC110V 0.3A L/R=0.7ms 1,000回
DC220V 1A $\cos\phi=0.1$ 1,000回
復帰方式 接点：自動復帰
動作表示器：指導復帰
動作電流整定 3.0-3.5-4.0-4.5-5.0-6.0（6タップ）
瞬時電流整定 ロック-10-15-20-25-30-40-50-60-80A（10タップ）

瞬時3段整定 20-40-60-80%（設定ディップスイッチ切替）
動作時間整定
0.25-0.5-1-1.5-2.0-3-3.5-4-4.5-5-6-7-8-9-10-20（16タップ）
準拠規格 JISc4602(2017)
周囲温度 -20~+60℃（ただし、結露・氷結しないこと）
相対湿度 30~85%RH（ただし、結露しないこと）
保管温度 -25~+70℃（ただし、結露・氷結しないこと）
保管湿度 30~85%RH（ただし、結露しないこと）

現場の施工に際し、次の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。

また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図

1-10
安全管理

等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1 工事の施工について

- (1) 本工事は、振興センターのテナント・利用者の状況を勘案して、全停電日を設定し、全停電作業を工事工程に従い安全に工事を実施すること。
- (2) 撤去した開閉器等は、適正に処分をすること。
- (3) 新設の開閉器等は、据え付後に試験をすること。
- (4) 設置機器設備の配線の撤去及び布設を実施すること。

1-11
現場管理

- 1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、許可を得ること。
- 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。

1 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備から供給する。

工事は、原則として中間期に実施すること。

但し、中間期以外に空調設備工事をする場合は、仮設の冷暖房装置を各テナント等に設置すること。

2 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。

3 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

4 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

5 その他

- (1) 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。
- (2) 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- (3) その他は、監督員と打合せの上、施工すること。